

# 住宅の新築・購入を奨励します

## 定住化促進住宅奨励事業が4月1日スタート

町では、定住化促進と地域の経済活性化を図るため平成26年4月1日からせたな町に居住、または転入予定の方が町内に住宅を新築・購入された場合に奨励金を交付します。

### ●奨励期間

平成26年4月1日～平成28年3月31日までの2年間

### ●奨励金の額

区分	奨励金の額
町内業者によって自己の居住のため住宅を新築する場合	100万円
町内業者以外によって自己の居住のため住宅を新築する場合	30万円
既存の住宅を自己の居住のために購入する場合	20万円

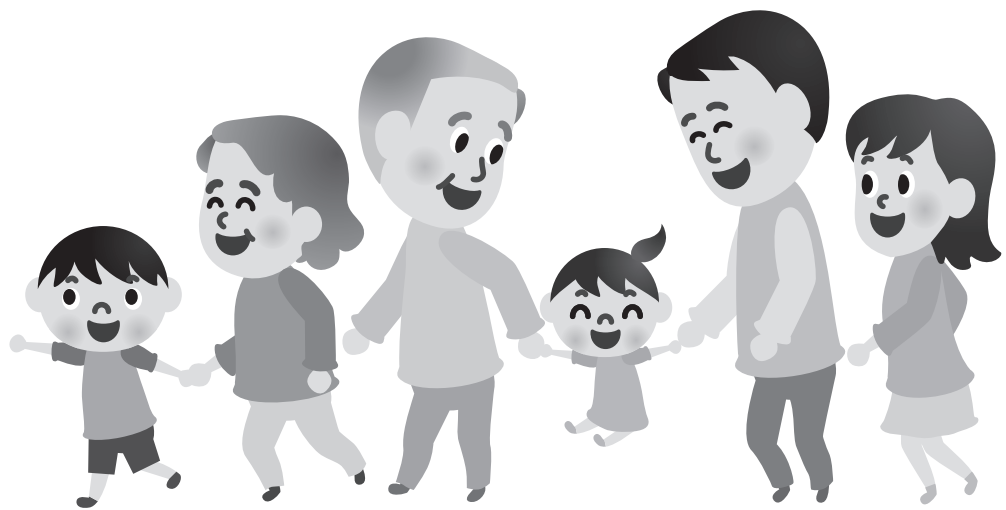
### ●奨励の条件

- 定住化を促進する目的から、自らが5年以上その住宅に入居する方が対象となります。
- せたな町が実施する他の助成制度等を利用している場合は対象外となります。
- 移転補償に係るものは対象外となります。



### ●奨励金交付の流れ

- ①必要書類を添付し申請書等を申請窓口に提出。
- ②内容審査後、町から奨励金交付決定書を交付。
- ③工事完了後（住宅購入の場合は転居後）速やかに完了届を提出。※住民票の写しなど、その住宅に住所を移したことが確認できる書類が必要です。
- ④完了検査及び住宅に居住していることを確認したのち、奨励金を交付。※申請者が町へ提出するのは①と③になります。（ただし、事業の中止などの場合は別の書類の提出が必要です。）



お問い合わせ先

役場本庁 総務課まちづくり推進係 ☎0137-84-5111  
 瀬棚総合支所 地域町民課環境生活係 ☎0137-87-3311  
 大成総合支所 地域町民課環境生活係 ☎01398-4-5511

# 移動町長室



Move mayor room

今年4月から、毎月第2火曜日に各総合支所を順番で「移動町長室」を開設します。

当日は、高橋町長が総合支所で実際に勤務し、皆さんの声を直に聴いたり、各区の状況を見て回ったりする予定です。

「移動町長室」は普段の「町長室」と同様に、気軽に町民の皆さんが訪問できるようになっておりますので、この機会にぜひ足をお運びください。

いよいよ移動町長室がスタートします。  
第一の目的は町民の皆さんから広く意見を聴かせていただくことで、皆さんの思いがまろくに反映されること、町政への理解と関心が少しでも深まればと願っていますので、皆さん気軽に各総合支所へいらしてください。

せたな町長 高橋貞光

4月 8日 火 大成総合支所

5月 13日 火 瀬棚総合支所

### 【留意事項】

- ◎移動町長室は9:00から開設し、終了時刻は午後以降の町長のスケジュールで流動的となります。
- ◎当日は区内を巡回して不在のこともありますので、御用の際は事前に予定をお問い合わせください。
- ◎公務の都合上、急に日程を変更する場合がありますのでご理解願います。

お問い合わせ先	本 庁	◎総務課広報統計係	TEL. 0137-84-5111
	瀬棚総合支所	◎地域町民課庶務係	TEL. 0137-87-3311
	大成総合支所	◎地域町民課庶務係	TEL. 01398-4-5511

法テラス  
八雲通信

No.19

## 「消滅時効について」

法テラス八雲法律事務所

弁護士 森田了導

■以前、このコラムで「消滅時効」の問題を取り上げたことがあります。消滅時効とは、長期間、権利を行使しないまま放置していると、その権利が消滅してしまふ制度のことを言います。そして、以前のコラムでは、サラ金業者からの借り入れなどは原則として5年で消滅時効にかかることをお話ししました。

■ところで、債権の種類によつては、もっと短期で消滅時効が完成してしまうものも存在します。たとえば、生産者、卸売商人、小売商人が商品を売却したことによつて発生する売買代金債権（いわゆる売掛金債権）については2年で消滅時効が完成するものとされています（民法173条1号）。また、工事の請負代金債権については工事の完成から3年で消滅時効が完成するとされています（民法170条2号）。

■ですから、たとえば中小企業が品物を売却した代金や工事の請負代金債権は、訴訟の提起などにより時効を中断していない限り、2年や3年という短期間で請求ができなくなってしまうことがあるというわけです。

■法テラス八雲法律事務所では、サラ金業者などからの借金などの相談のほか、売掛金や請負工事代金の支払いに関するご相談も受け付けております。こんなことを相談できるのかな、というようなことが気になったときには、「法テラス八雲法律事務所」050・3383・8366までお気軽に相談予約のお電話をお寄せください。また、「法テラス江差法律事務所」050・33383・5563でも、ご相談を承っておりますのであわせてご利用ください。